

健全化判断比率・資金不足比率の公表について

問い合わせ 企画財政課 TEL 53-1113

地方公共団体の財政の健全化に関する法律に基づき、財政の実態を市民の皆さんに明らかにするため、本市の令和元年度決算の財政指標を公表します。

公表する指標は①実質赤字比率、②連結実質赤字比率、③実質公債費比率、④将来負担比率、⑤資金不足比率の5種類です。(用語の解説をご参照ください。)

健全化判断比率、資金不足比率が、一定基準以上となった場合は、財政健全化計画(公営企業会計については、経営健全化計画)の策定等が義務づけられます。

○令和元年度決算に基づき健全化判断比率を算定したところ、下表のとおり、いずれの指標についても早期健全化基準を下回ります。

(単位：%)

	①実質赤字比率	②連結実質赤字比率	③実質公債費比率	④将来負担比率
健全化判断比率	—	—	9.9	49.4
早期健全化基準	13.33	18.33	25.0	350.0
財政再生基準	20.00	30.00	35.0	
(参考)平成30年度比率	—	—	10.5	62.4

※ ①②については、実質赤字額及び連結実質赤字額がないため「—」を記載しています。

※ 健全化判断比率のいずれかが早期健全化基準(市の財政規模等により算出)以上の場合は「早期健全化段階」となり、自主的な改善努力による財政の健全化を図らなければならず、財政健全化計画の策定、外部監査の要求の義務づけ、実施状況の議会報告が必要となります。

※ 健全化判断比率のいずれかが財政再生基準以上の場合には、「財政再生段階」となり、国等の関与による確実な再生を図らなければならず、財政再生計画の策定が必要となります。

○公営企業における資金不足比率については、収支が黒字であり不足は生じていないため該当しません。

(単位：%)

会計名	⑤資金不足比率	経営健全化基準
水道事業会計	—	20.0
介護老人福祉施設事業特別会計	—	20.0
介護老人保健施設事業特別会計	—	20.0
下水道事業特別会計	—	20.0

※ 資金不足額が生じていないため「—」を記載しています。

※ 資金不足比率が経営健全化基準以上の場合には、経営健全化計画の策定が必要となります。

【参考】平成30年度決算についても、資金不足等は生じていませんでした。

用語の解説

①実質赤字比率

普通会計を対象とした実質赤字の標準財政規模(地方公共団体の標準的な状態で通常収入されるであろう一般財源の総量)に対する比率

②連結実質赤字比率

全会計を対象とした実質赤字(又は資金の不足額)の標準財政規模に対する比率

③実質公債費比率

普通会計が負担する元利償還金及び準元利償還金の標準財政規模に対する比率

④将来負担比率

普通会計が将来負担すべき実質的な負債の標準財政規模に対する比率

⑤資金不足比率

公営企業会計の資金不足の程度を指標化した比率